

① 保険証（被保険者証）の定期更新について

現在交付されている国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証は、有効期限が令和6年7月31日までとなり、8月1日付けて新しい保険証に切り替わります。

8月1日以降に医療機関へ行くときは、必ず新しい保険証を提示してください。

国民健康保険の保険証	紫色（7月末までに坂町から郵送）
後期高齢者医療保険の保険証	水色（7月末までに広島県後期高齢者医療広域連合から郵送）

保険者証が届かない場合は、役場保険健康課までお問い合わせください。
※有効期限の切れた保険証は破棄するか、役場保険健康課または各ふれあいセンターへ返却してください。

マイナンバーカードと保険証の一体化（保険証の廃止）

令和6年12月2日に保険証が廃止となります。なお、**令和6年12月1日までに交付された保険証は、保険証記載の有効期限までは使用することができます。**

【保険証の有効期限が切れた後について】

マイナ保険証※をお持ちの方

マイナ保険証をご利用ください。



マイナ保険証※をお持ちでない方

マイナ保険証をお持ちでない方については、お手元の保険証の有効期限を迎える前に、従来の保険証に代わるものとして「資格確認書」を送付する予定です。

※マイナ保険証：保険証利用登録がされたマイナンバーカード

【DV・虐待などの被害を受けている方】

DV等の被害を受け、市町村から住民票の閲覧制限等の支援措置を受けている方につきましては、第三者によるマイナポータルを利用した住所等を含む資格情報の閲覧を防ぐため、原則としてマイナ保険証の利用登録はできません。令和6年12月2日の保険証廃止後は、毎年7月頃に「資格確認書」を送付しますので、病院等にかかるときは「資格確認書」を提示してください。

なお、閲覧制限等のDV支援措置を継続したまま、マイナ保険証の利用登録をしたい方は、役場保険健康課にご相談ください。

問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504

② 戦没者遺児による慰霊友好親善事業について

日本遺族会は「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の方々との友好親善をはかることを目的としています。参加費は10万円です。実施地域等、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 財団法人日本遺族会事務局 ☎03-3261-5521

申込み 財団法人広島県遺族会 ☎247-1216

③ 令和6年度 物価高騰対応重点支援給付金について

令和6年度新たに住民税所得割非課税になった世帯や、定額減税しきれない方に対し、給付金が支給されます。

1. 住民税所得割非課税世帯

対象	令和6年度新たに住民税所得割が非課税になった下記の世帯 世帯全員が住民税非課税の世帯・均等割のみ課税されている世帯 次の世帯は対象外 ① 住民税所得割が課税されている方に扶養されている世帯 ② 令和5年度に同様の給付金を受け取った世帯
給付金額	1世帯当たり10万円

2. 子ども加算分

対象	上記1の給付金に該当し、18歳以下の子（平成18年4月2日以降生まれ）がいる世帯
給付金額	子ども一人当たり5万円

3. 定額減税補足給付金（調整給付）

対象	定額減税可能額が令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）または令和6年度住民税所得割額を上回る方
給付金額	定額減税可能額から課税額を引いた額

申請方法 対象となる世帯には、申請書類が届きます。坂町で把握している金融口座が記載されていますので、内容を確認して返送してください。

申請期限 令和6年10月31日（木）

問合せ 役場民生課 ☎820-1505

④ カーブのナンバープレートにしませんか

広島ナンバー地域では、昨年10月から「広島東洋カーブ」がデザインされた地方版図柄入りナンバープレートを交付しています。

希望者はいつでも交換可能です。

【交付手数料など】

車種	サイズ	交付手数料（2枚セット）
登録自動車	大板	15,800円
	中板	9,100円
軽自動車	中板	10,010円



※フルカラーを希望する場合は、交付手数料など（上表）に加え、1,000円以上の寄附が必要です。寄附金は、導入地域の交通改善や交通事故対策などに活用されます。

登録自動車(自家用)寄附あり



軽自動車(自家用)寄附あり



詳しくは、広島市ホームページをご覧ください

